

患者必携

国立がんセンター
がん情報サービス

ganjoho.jp

地域の 療養情報

試作版



静岡

Shizuoka

CONTENTS

静岡県民が安心してがん治療を行うために	2
静岡県のがん診療連携拠点病院をご存じですか?	4
医療費のことが心配	8
生活費など経済的なことが心配	13
自宅での療養・生活のことが心配	20
緩和ケアについて	23
こんなサービスも受けられます	24

静岡県民が安心して がん治療を行うために

「静岡県がん対策推進計画」は、がん患者さんを中心とした静岡県民が、安心してがんの治療を行い、療養生活を送ることができる体制を整えていくため、考えられた計画です。

この計画では、下記のような基本理念のもと、予防から受診、診断や治療、医療連携や情報提供などにおいて、具体的な対策が掲げられています(表)。計画づくりは、医療関係者や行政だけでなく、患者さんやその家族も含めたすべての県民が参加することを目指したため計画の推進についても、患者さんや家族、医療機関、保健所、行政などのメンバーから構成される「静岡県がん対策推進協議会」において話し合っって実行しています(表)。

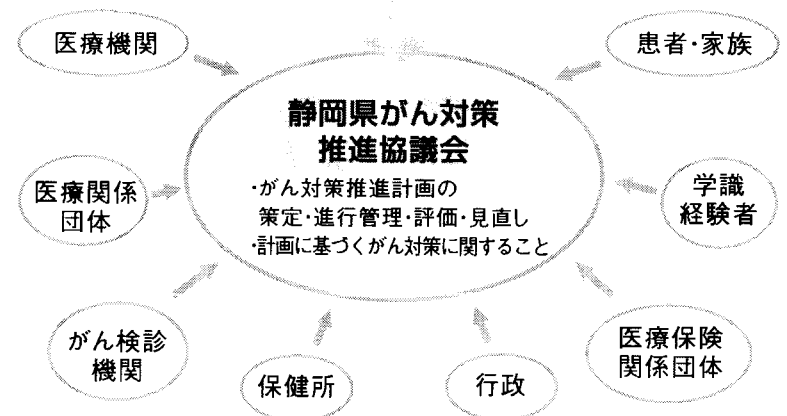
※患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP52「療養生活を支える仕組みを知る」もご参照ください。

- がんと診断された人、がんが再発した人はもちろんのこと、高齢者を含むがんになる可能性の高い人、健康状態のよい人まで、県民すべての年代やがんの進行度などに応じ、きめ細やかな対策の充実を図ります。
- 診療所からがん診療連携拠点病院等まで、切れ目のないがんの医療連携体制を整備します。
- 「がんの社会学」*の視点から、地域の医療機関、行政、関係機関・団体等の連携・協働を推進します。
- がん患者やその家族の気持ちが理解できる、がん医療専門職を育成し、地域の医療機関における医療従事者の充実を図ります。

* がんの社会学：がん患者・家族の視点を重視しながら、医療提供者のみならず、行政を含む社会のさまざまな資源の活用を図り、がんの克服と患者・家族の生活の質の向上を目指す研究領域。

表：静岡県のがん対策推進計画の概要

具体的な対策
● 予防・がん検診 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人の喫煙率半減 ・ がん検診受診率50%以上
● 受診・診断・治療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期発見・早期治療につなげる情報提供の実施 ・ 18病院体制での院内がん登録、緩和ケア、相談支援、情報提供の推進 ・ 臨床試験(治験)の推進
● 医療連携・緩和ケア <ul style="list-style-type: none"> ・ がん難民の発生を阻止する医療連携体制の構築、県民への情報提供 ・ 連携によるがんの在宅医療の充実 ・ 緩和ケアの研修体制の充実
● 情報提供・医療相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ がんの状況に応じた、きめ細かな情報提供 ・ 院内がん登録の充実 ・ 医療相談の充実
● 人材育成・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ がん対策にかかわる人材育成の充実



静岡県のがん診療連携拠点病院をご存じですか？

2007年度から、がん対策を総合的、計画的に推進するための法律(がん対策基本法)が施行されました。それに伴って、都道府県ごとに、医療機関のがん医療のネットワークづくりが進められています。

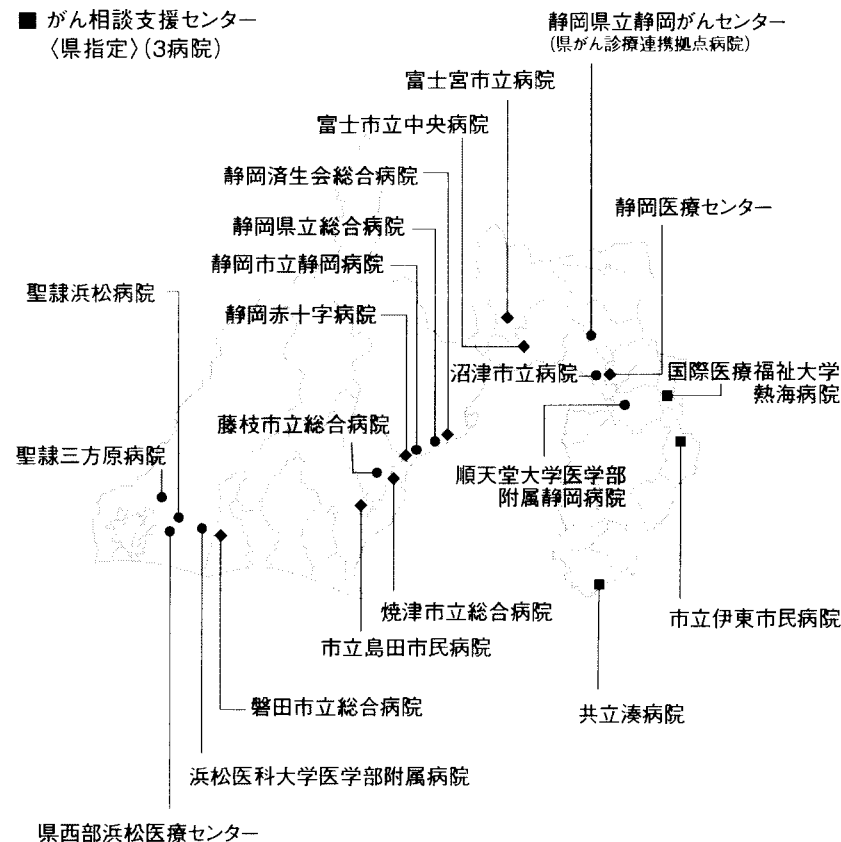
その中心となるのは、「がん診療連携拠点病院(がん拠点病院)」です。がん拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために国が指定した医療機関です。都道府県ごとにおよそ1ヵ所置かれる「都道府県がん診療連携拠点病院」と、地域ごとに整備される「地域がん診療連携拠点病院」があります。また静岡県では、このほかに「静岡県地域がん診療連携推進病院」を独自に設け、よりきめ細かながんの治療体制を目指しています。これらの拠点病院等では、診療のほか、医療従事者の育成や、がん医療の推進を目的とした、患者さん情報の登録(がん登録)を行っています。

また、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる窓口として、「相談支援センター」も設けていますので、ぜひ利用してみてください。

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP26「相談支援センターにご相談ください」もご参照ください。

静岡県内のがん診療連携拠点病院等

- がん診療連携拠点病院
(国指定)(10病院)
- ◆ 静岡県地域がん診療連携推進病院
(県指定)(8病院)
- がん相談支援センター
(県指定)(3病院)



静岡県内の相談支援センターの連絡先

○ がん診療連携拠点病院(国指定)

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
静岡県立静岡がんセンター 「よろず相談」	月～金 8:30～17:00	電話:055-989-5710(直通) FAX:055-989-5713(直通)
静岡県立総合病院 「総合相談・がん相談・ 外来指導」	(面談) 平日 8:30～17:00 (電話) 平日 13:00～17:00	電話:054-247-6111 (内線 8130) FAX:054-247-6140(代表)
静岡市立静岡病院 「がん診療相談支援センター (地域医療支援室内)」	月～金 8:30～17:00	電話:054-252-0358(直通) FAX:054-252-0358(直通)
聖隷三方原病院 「浜松がんサポートセンター (よろず相談地域支援室内)」	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00	電話:053-439-9047(直通) FAX:053-439-0002(直通)
聖隷浜松病院 「がん相談支援センター」	月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:00	電話:053-474-2222(代表) FAX:053-474-1121(直通)
県西部浜松医療センター 「患者支援センター 総合相談支援室」	月～金 8:30～17:00	電話:053-451-2788(直通) FAX:053-452-9217
浜松医科大学医学部 附属病院 「医療福祉支援センター」	(予約受付) 月～金 8:30～17:00 (面談・電話相談) 月～金 9:00～16:00	電話:053-435-2772(直通) FAX:053-435-2480(直通)
藤枝市立総合病院 「患者支援室 がん診療相談支援 センター(医療福祉相談係内)」	月～金 8:30～16:30	電話:054-646-1111(内線 3025) FAX:054-644-2620(直通)
沼津市立病院 「地域医療連携室」	月～金 8:30～17:00	電話:055-924-5100 (内線 PHS 6197) FAX:055-924-5175(直通)
順天堂大学医学部附属静岡病院 「相談支援センター (医療福祉相談室内)」	月～土 9:00～16:00	電話:055-948-3111 (内線 1810) FAX:055-946-0858(直通)

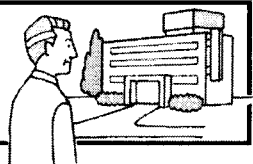
○ 静岡県がん診療連携推進病院(県指定)

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
静岡医療センター 「地域医療連携室」	月～金 9:00～17:00	電話:055-975-2000(代表) FAX:055-975-1199
富士市立中央病院 「総合相談センター」	月～金 8:30～16:30 ※対面相談のみ	電話:0545-52-1131(代表) (内線 2046) FAX:0545-51-7077
富士宮市立病院 「地域医療連携室」	月～金 9:00～16:30 ※対面相談(要予約)	電話:0544-27-3151(代表) FAX:0544-25-5051
静岡赤十字病院 「看護相談室」	月～金 8:30～17:00	電話:054-254-4311(代表) FAX:054-252-8816
静岡済生会総合病院 「地域医療相談室」	月～金 8:30～17:15 ※対面相談 (予約が望ましい)	電話:054-280-5038 (直通回線) 054-285-6171(内線 2318) FAX:054-280-5039
焼津市立総合病院 「緩和ケア・がんよろず 相談」	月～全曜日 (休診日を除く) ※対面相談(要予約)	電話:054-623-3111(代表) FAX:054-623-9424
市立島田市民病院 「地域医療サービスセ ンター」	月～金 8:30～17:30 ※対面相談(要予約)	電話:0547-35-2111(代表) FAX:0547-35-3137
磐田市立総合病院 「がん相談支援室」	月～金 8:30～17:00 ※対面相談(要予約)	電話:0538-38-5000(代表) ※電話の場合は最初に「がん の相談」とお伝えください。 FAX:0538-38-5549

○ 相談支援センター(県指定)

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
共立湊病院 「医療相談室」	月～金 9:00～16:00	電話:0558-62-1312 FAX:0558-62-2712
市立伊東市民病院 「がん相談支援センター」	月～金 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30	電話:0557-37-2897 FAX:0557-37-2897
国際医療福祉大学 熱海病院 「地域医療連携室」	月～土 8:30～17:30	電話:0557-81-9171 FAX:0557-83-6632

医療費のことが心配



治療のための医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合などでは、次のような制度を利用することができます。

1 高額療養費制度の貸し付け

長期にわたるがんの診療では、予想以上に医療費が高額で、経済的に悩んでしまうことがあると思いますが、このような場合、高額療養費制度*を利用することができます。この制度を使うと、次のようなことができます。

- ①医療機関窓口での支払いが自己負担限度額*だけですむ（入院時）。
- ②いったん窓口で支払いをし、後日保険者に申請をして払い戻しを受ける（外来通院時、または70歳未満の方で入院支払いに限度額適用認定証*を利用しなかった場合）。

〈70歳未満の方〉

その月の医療費の自己負担分について、医療機関ごとに、また外来と入院に分けてそれぞれ21,000円以上のものを合計します。合計した金額が自己負担額以上であれば、超えた分について払い戻しを受けることができます。

入院の場合は、限度額適用認定証を申請・提示することで、あらかじめ支払いを限度額までにすることができます。

〈70歳以上の方〉

その月の医療費をすべて合計し、自己負担限度額以上になれ

ば、高額療養費制度を利用することができます。なお、70歳以上の方の入院医療費の窓口での支払いは、自動的に自己負担限度額までとなります。

高額療養費制度の問い合わせ先

(加入している保険者で問い合わせ先が異なります)

医療保険の種類		対象者	問い合わせ先
健康保険	組合管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員、およびその扶養家族	各健康保険組合担当窓口
	協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)	健康保険組合に加入していない会社に所属する社員、およびその扶養家族	全国健康保険協会 静岡県支部 TEL:054-275-6601 FAX:054-275-6609
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険等を脱会した人	市区町村の担当窓口
		国保組合を組織する業種で働く人	各国保組合担当窓口
共済組合		公務員、一部の独立行政法人職員、日本郵政公社職員、私立学校教職員	各共済組合担当窓口
船員保険		一定基準以上の客船・貨物船の船員	静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217 FAX:054-255-3840
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)		原則として75歳以上の方全員(65歳以上で寝たきり等、一定の障害があると認定を受けている方)	静岡県後期高齢者医療広域連合 TEL:054-270-5520 FAX:054-272-3312

*国民健康保険の市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ (<http://www.scchr.jp/>) の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄でご確認ください。

2 ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭または父子家庭の20歳未満の子どもと、その母親または父親および両親のいない家庭の20歳未満の子どもが、医療機関で受診した場合の保険診療にかかった、医療費の自己負担分について助成する制度です。

対 象	・母子家庭または父子家庭の母親または父親、および20歳未満の子ども ・父母のいない20歳未満の子ども、など ※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。
適用条件	同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。
問い合わせ先	各市町健康福祉担当課など

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄でご確認ください。

3 小児慢性特定疾患治療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。

対 象	厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満)
適用条件	生計の中心者の所得に応じた月額自己負担があります。
問い合わせ先	静岡県内の健康福祉センター(P12をご参照ください) (静岡市、浜松市にお住まいの方は、各市担当課まで)

4 重度障害者(児)医療費助成

心身に重度の障害がある方が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です(1医療機関当たり1ヵ月500円の自己負担があります)。

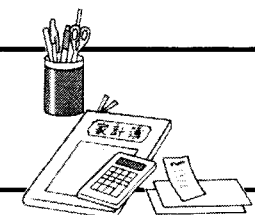
対 象	・身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方、など ※市町により異なるため、各窓口にお問い合わせください。
適用条件	本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。
問い合わせ先	各市町福祉課など

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄でご確認ください。

静岡県内の健康福祉センター等一覧

問合せ窓口	住 所	電話番号
賀茂健康福祉センター 福祉事業課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2056
賀茂健康福祉センター 松崎保健支援室	〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3	0558-42-0262
熱海健康福祉センター 福祉課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9118
東部健康福祉センター こども家庭課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2080
東部健康福祉センター 修善寺支所	〒410-2413 伊豆市小立野 24-1	0558-72-2310
御殿場健康福祉センター 福祉課	〒412-0039 御殿場市竈 1113	0550-82-1222
富士健康福祉センター 福祉課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2205
富士健康福祉センター 富士宮分庁舎	〒418-0068 富士宮市豊町 18-5	0544-27-1131
中部健康福祉センター こども家庭課	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9276
西部健康福祉センター こども家庭課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2254
西部健康福祉センター 浜名分庁舎	〒431-0302 浜名郡新居町新居 3447	053-594-3661
西部健康福祉センター 掛川支所	〒436-0073 掛川市金城 93	0537-22-3261
静岡市保健所 保健予防課	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3170
浜松市健康増進課	〒432-8023 浜松市鴨江 2-11-2	053-453-6117

生活費など経済的なことが心配



治療のための医療費が高額になったり、療養のために働けないことで収入が減少したりすることにより、経済的な不安がある場合、次のような制度を利用することができます。

1 所得税の医療費控除*

本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、10万円を超える医療費を支払った場合、申告すれば税金を返してもらうことができます。

計算方法	①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。
必要なもの	・給与所得の源泉徴収票 ・確定申告書AまたはB ・医療費の明細書 ・医療費の領収書、レシート ・医療費を補てんするものの書類 ・銀行口座番号 ・印鑑
申告時期	所得税の確定申告期間（毎年2月16日～3月15日）
問い合わせ先	居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

静岡県内税務署一覧

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
下田	〒415-8515 下田市6丁目3番26号	0558 22-0185	下田市・賀茂郡
熱海	〒413-8502 熱海市上宿町14番15号	0557 81-3515	熱海市・伊東市
三島	〒411-8551 三島市文教町1丁目4番33号	055 987-6711	三島市・伊豆市・ 伊豆の国市・田方郡
沼津	〒410-8686 沼津市米山町3番30号	055 922-1560	沼津市・御殿場市・ 裾野市・駿東郡
富士	〒416-8650 富士市本市場297番地の1	0545 61-2460	富士宮市・富士市・ 富士郡
清水	〒424-8751 静岡市清水区江尻東1丁目5番1号	054 366-4161	清水区・庵原郡
静岡	〒420-8606 静岡市葵区追手町10番88号	054 252-8111	葵区・駿河区
藤枝	〒426-8711 藤枝市青木2丁目2番33号	054 641-0680	焼津市・藤枝市・ 志太郡
島田	〒427-8601 島田市扇町2番の2	0547 37-3121	島田市・牧之原市・ 榛原郡
掛川	〒436-8652 掛川市緑ヶ丘2丁目11番地4	0537 22-5141	掛川市・御前崎市・ 菊川市
磐田	〒438-8711 磐田市中泉112番地の4	0538 32-6111	磐田市・袋井市・ 周智郡森町
浜松東	〒430-8667 浜松市中区砂山町216番地の6	053 458-1111	浜松市 (東区、南区、浜北区、 天竜区)
浜松西	〒430-8585 浜松市元目町120番地の1	053 473-1111	浜松市 (中区、西区、北区)・ 湖西市・浜名郡新居町

2 傷病手当金*

被保険者が病気や業務外のけがで働くことができず、事業主（会社）から給与を受けられない場合に支給されます（標準報酬日額の3分の2）。支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。

対 象	傷病手当金を受けるためには、次の3つの条件がすべて満たされていることが必要となります。 (1) 病気やケガで療養のために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続(待期間間という)して仕事を休んでいること。
手 続 き	担当医師の証明と事業主（会社）の証明が必要になります。
問い合わせ先	社会保険事務所（P17をご参照ください）または健康保険組合

3 生活福祉資金*の貸し付け

一定の所得額以下の世帯や身体障害者の方がいる世帯、日常生活上の介助が必要な65歳以上の方がいる世帯等に対して、民生委員の生活援助指導のもとに無利子や低利子で資金貸付を行います。

対象世帯	・一定の所得額以下（概ね市町民税非課税程度）の世帯。 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯。 ・身体障害、知的障害または精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯。
利用条件	・静岡県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が必要となります。 ・貸付利子は貸付・据置期間後、年3%です（その内0.7%は県からの利子補給があります）。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です。
問い合わせ先	各市町社会福祉協議会（P18～19をご参照ください）

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

生活福祉資金の種類

種類		低所得 世帯	障害者 世帯	高齢者 世帯	生活保護 受給世帯
更生資金		○	○		○
福祉資金		○	○	○	○
障害者等福祉用具購入費			○	○	
障害者自動車購入費			○		
中国残留邦人費国民年金追納費		○	○	○	○
住宅資金		○	○	○	○
修学資金		○			○
療養・介護等資金	療養費	○		○	
	介護等費	○	○	○	一部
緊急小口資金		○			
災害援護資金		○			○

参考資料：静岡県社会福祉協議会ホームページ (<http://www.shizuoka-wel.jp>)

〈静岡県内社会保険事務所〉

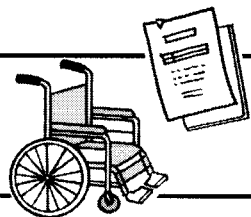
社会保険事務所名	所在地	電話番号	FAX 番号
三島社会保険事務所	〒411-8660 静岡県三島市 寿町 9-44	055 973-1123	055 971-8311
沼津社会保険事務所	〒410-8655 静岡県沼津市 日の出町 1-40	055 921-2201	055 923-3811
富士社会保険事務所	〒416-8654 静岡県富士市 横割 3-5-33	0545 61-1900	0545 64-5411
清水社会保険事務所	〒424-8691 静岡県静岡市清水区 巴町 4-1	054 353-2231	054 353-3611
静岡社会保険事務所	〒422-8668 静岡県静岡市駿河区 中田 2-7-5	054 284-4311	054 284-4411
島田社会保険事務所	〒427-8666 静岡県島田市 幸町 2008-24	0547 36-2212	0547 37-6011
掛川社会保険事務所	〒436-8653 静岡県掛川市 久保 1-19-8	0537 21-5520	0537 21-3211
浜松東社会保険事務所	〒435-0013 静岡県浜松市東区 天龍川町 188	053 421-0422	053 421-6011
浜松西社会保険事務所	〒432-8015 静岡県浜松市中区 高町 302-1	053 456-8511	053 452-8011

〈静岡県内市町社会福祉協議会一覧〉

社協名	電話番号	住 所
下田市社会福祉協議会	0558-22-3294	下田市 4-1-1 総合福祉会館内
伊豆市社会福祉協議会	0558-83-3013	伊豆市八幡 33-1 ふれあいプラザ内
伊豆の国市社会福祉協議会	055-949-5818	伊豆の国市四日町 302-1 福祉・保健センター内
伊東市社会福祉協議会	0557-36-5512	伊東市大原 1-7-12 保健福祉センター内
熱海市社会福祉協議会	0557-86-6339	熱海市中央町 1-26 総合福祉センター 4 階
三島市社会福祉協議会	055-972-3221	三島市南本町 20-30 社会福祉会館内
沼津市社会福祉協議会	055-922-1500	沼津市日の出町 1-15 サンウエルぬまづ内
御殿場市社会福祉協議会	0550-70-6801	御殿場市萩原 988-1
裾野市社会福祉協議会	055-992-5750	裾野市石脇 524-1 福祉保健会館内
富士宮市社会福祉協議会	0544-22-0054	富士宮市宮原 7-1 総合福祉会館内
富士市社会福祉協議会	0545-64-6600	富士市本市場 432-1 フィランセ東館 1 階
静岡市社会福祉協議会	054-254-5213	静岡市葵区城内町 1-1 中央福祉センター内
焼津市社会福祉協議会	054-621-2941	焼津市大覚寺 630 総合福祉会館内
藤枝市社会福祉協議会	054-643-3511	藤枝市岡出山 2-2-25 中部健康福祉センター 岡出山庁舎 1 階
島田市社会福祉協議会	0547-35-6244	島田市中央町 5-1 プラザおおるり 1 階
牧之原市社会福祉協議会	0548-52-3500	牧之原市須々木 140 総合センター「い〜ら」内
御前崎市社会福祉協議会	0537-86-8066	御前崎市池新田 1359-1 福祉会館内
菊川市社会福祉協議会	0537-35-3724	菊川市半済 1865 総合保健福祉センター内

社協名	電話番号	住 所
掛川市社会福祉協議会	0537-22-1294	掛川市掛川 910-1 総合福祉センター内
袋井市社会福祉協議会	0538-42-7914	袋井市新屋 1-2-1 総合センター内
磐田市社会福祉協議会	0538-37-4824	磐田市国府台 57-7 総合健康福祉会館内
浜松市社会福祉協議会	053-453-0580	浜松市中区成子町 140-8 福祉交流センター内
湖西市社会福祉協議会	053-575-0294	湖西市古見 1044 健康福祉センター内
東伊豆町社会福祉協議会	0557-22-1294	賀茂郡東伊豆町白田 306 保健福祉センター内
河津町社会福祉協議会	0558-34-1286	賀茂郡河津町田中 212-2 保健福祉センター内
南伊豆町社会福祉協議会	0558-62-3156	賀茂郡南伊豆町加納 590-1 武道館内
松崎町社会福祉協議会	0558-42-2719	賀茂郡松崎町宮内 272-2 総合福祉センター内
西伊豆町社会福祉協議会	0558-52-1350	賀茂郡西伊豆町仁科 393 福祉センター内
函南町社会福祉協議会	055-978-9288	田方郡函南町平井 717-28 保健福祉センター内
清水町社会福祉協議会	055-981-1665	駿東郡清水町堂庭 221-1 福祉センター内
長泉町社会福祉協議会	055-988-3920	駿東郡長泉町下土狩 967-2 福祉会館内
小山町社会福祉協議会	0550-76-9906	駿東郡小山町小山 75-7 健康福祉会館内
芝川町社会福祉協議会	0544-65-2270	富士群芝川町長貴 747-1 保健福祉センター内
吉田町社会福祉協議会	0548-34-1800	榛原郡吉田町片岡 795-1 健康福祉センター内
川根本町社会福祉協議会	0547-59-2315	榛原郡川根本町上岸 90 福祉センター内
森町社会福祉協議会	0538-85-5769	周智郡森町森 50-1 保健福祉センター内
新居町社会福祉協議会	053-594-5511	浜名郡新居町浜名 575 介護サービスセンター内

自宅での療養・生活のことが心配



入院治療が終わり自宅で療養する、あるいは社会復帰に向けての準備を進める際に参考になる窓口を紹介します。

◆在宅療養についての全般的な相談について

問い合わせ先	各市町 健康・福祉担当課や保健センター
--------	---------------------

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「自宅で療養・生活したい」欄でご確認ください。

◆在宅療養支援診療所について

24時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所は、静岡県内に230カ所(平成21年4月現在)あります。下記のホームページからご自宅近くの在宅療養支援診療所が検索できます。

WAM NET (ワムネット) 独立行政法人福祉医療機構 作成のホームページ	トップページから「医療」を選択し、「病院・診療所検索」で、「在宅療養支援診療所」をチェックし住所を入力してください。 http://www.wam.go.jp/
--	---

◆介護サービスについて

静岡県内で受けられる介護サービス(訪問介護、訪問看護、通所介護、福祉用具、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションサービスなど)が検索できます。

静岡県介護
サービス情報
公表システム

<http://www.kaigo-kouhyo-shizuoka.jp/kaigosip/Top.do>

◆介護や生活全般に関する相談窓口について

行政の窓口や地域で身近に相談できる窓口(地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等)について検索できます。

静岡県 高齢者あんしん窓口マップ	http://chouju-anshin.pref.shizuoka.jp/
---------------------	---

◆介護保険*についての相談・申請

対象世帯	①65歳以上の被保険者で、入浴・排泄・食事等の日常生活動作について、介護を必要とする状態にある、あるいは虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受けることが必要な方。 ②40～64歳までの脳卒中、初老期痴呆など老化に伴って生じた要介護状態の方。 ③40～64歳までの治療が困難ながん患者の方(余命6ヵ月程度)。
受けられるサービス	要介護認定の区分を基本に、介護支援専門員(ケアマネジャー)と相談し、利用者の選択により、次のようなサービスが受けられます。 ・在宅サービス…ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、リハビリ、ショートステイ ・施設サービス…特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等
問い合わせ先	各市町介護保険担当課 ※その他、地域包括支援センターや在宅介護支援センターでも相談することができます。

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP52「療養生活を支える仕組みを知る」およびP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

◆ 身体障害者手帳についての相談・申請

病气やけがで一定の障害が残り、日常生活に制限を受ける場合に申請することができます。自立支援医療、補装具の給付、ホームヘルパー、ショートスティ等のサービスを利用することができます(障害の程度によって、受けられるサービスは異なります)。

問い合わせ先	各市町福祉担当課
--------	----------

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄でご確認ください。

◆ 日常生活・在宅療養を支える機器の貸し出しについての相談

必要な方に、エアマット、ベッド、車いす、杖・歩行器、ポータブルトイレ等が貸し出しされます。
※貸出機器等や対象者、貸出期間、自己負担額等は市町によって異なります。

問い合わせ先	各市町社会福祉協議会 (P18～19 をご参照ください)
--------	------------------------------

◆ 移動のための福祉車両の貸し出し

・スロープ付き自動車等の貸し出しが行われます。
・運転者を確保できない場合、運転ボランティアを派遣してくれることもあります。
※貸し出しされる車両や対象者、自己負担額は市町によって異なります。

問い合わせ先	各市町社会福祉協議会 (P18～19 をご参照ください)
--------	------------------------------

患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

緩和ケアについて

◆ 緩和ケア病棟を有する病院

施設名 外来担当診療科	所在地	緩和ケアについての相談窓口
静岡県立静岡がんセンター 「緩和医療科」	〒411-8777 駿東郡長泉町 下長窪1007番地	よろず相談 電話：055-989-5710(直通) 【受付時間】 ・月～金 8:30～17:00
静岡県立総合病院 「緩和医療科」	〒420-8527 静岡市葵区北安東 4丁目27番	総合相談・がん相談・外来指導 電話：054-247-6111(代表) 【受付時間】 ・(面談)月～金 8:30～17:00 ・(電話)月～金 13:00～17:00
聖隷三方原病院 「緩和ケア外来、ホスピス外来」	〒433-8558 浜松市北区 三方原町3453	よろず相談地域支援室内 浜松がんサポートセンター 電話：053-439-9047(直通) 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00 ・土曜日 9:00～12:00
神山復生病院 「緩和ケア外来」	〒412-0033 御殿場市神山109	担当ソーシャルワーカーまで 電話：0550-87-0004 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00

◆ がんの終末期医療を担う医療機関(診療所)

静岡県保健医療計画(追補版)に、がんの終末期医療を担う医療機関として150診療所が掲載されています。

※静岡県保健医療計画(追補版)P96～98

http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-030d/for_pdf/files_0101.html

◆ 在宅緩和ケア(がん終末期患者の在宅療養)についての相談

問い合わせ先	各市町健康・福祉担当課、保健センター、地域の病院等
--------	---------------------------

※市町別の問い合わせ先は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「自宅で療養・生活したい」欄でご確認ください。

こんなサービスも受けられます

急な入院の間、小さな子どもの面倒を みてくれるところはありますか？

Q がんの診断を受け、手術のために入院することになりましたが、現在、子育て中で3歳の子どもの面倒をみてくれる人が近くにいません。どこか、相談に乗ってくれるところはありますか？

A 多くの市町で、保護者が病気や事故などで一時的に保育ができなくなった場合に利用できる保育サービスを行っています。大半が乳幼児から小学校低学年までを対象としています。それ以上の年齢の子どもの対象とする市町もあります。問い合わせ先は、役所、役場の子育て担当課や保育所、ファミリーサポートセンターなど市町によって異なりますので、静岡がんセンターホームページ (<http://www.scchr.jp/>) の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の、お住まいの市町「通院や入院の時、家族のことが心配」欄でご確認ください。なお、高齢者や障害がある方への支援についても掲載していますので、併せてご覧ください。

がん治療による口の中のトラブルを防ぐには？

Q 抗がん剤や放射線の影響で虫歯などが悪化すると聞きましたが、どんなところに相談したら防ぐことができますか？

A がん治療による口の中のトラブルを防ぐためには、治療が始まる前から口の中を清潔に保つことが必要だといわれています。静岡県東部地区には、静岡がんセンターと連携してがん患者さんの口腔ケアを受け持つ200人を超える連携歯科医がいます。治療

前のブラッシング指導や歯石除去から、治療後も必要に応じて継続して治療を受けることができます。連携歯科診療所の情報は、静岡県歯科医師会と静岡がんセンターが発行する「がん患者さんのための歯科医療連携マップ」に掲載されています。このマップは、静岡県東部地域の歯科診療所や静岡がんセンターに置かれていますが、わからない場合は、静岡がんセンターよろず相談へお問い合わせください。

●よろず相談 電話 055-989-5710
(土日、祝日を除く 8:30~17:00)

抗がん剤や放射線治療中で症状があり、 食べられないときのヒントになるメニューは？

Q 胃がむかむかするとき、何を食べてもおいしく感じられないとき、吐き気があるときなどでも食べやすい食事のメニューを知りたいのですが。

A インターネット上に、抗がん剤、放射線治療中で症状がある患者さんが一口でも多く、少しでもおいしく食べられるレシピをまとめたウェブサイトを公開しています。

●サイト名：
「SURVIVORSHIP.jp がんと向き合って」
(作成：静岡がんセンター、日本大学短期大学部
食物栄養学科、大鵬薬品工業株式会社)
●アドレス：<http://survivorship.jp/>

また、静岡がんセンターホームページ (<http://www.scchr.jp/>) の「Web版がんよろず相談」にある「公開している冊子」から、「がんよろず相談Q&A 第3集 抗がん剤治療・放射線治療と食事編」をダウンロードしていただくことができますので、ご利用ください。

